

給付請求に関する資料送付について（床上浸水・退職者グループ用）

風水害の被害に関する給付請求には、つぎの必要書類が必要となります。書類がそろいましたら、国公共済会事務局（〒105-0003 東京都港区西新橋 1-17-14-4 階）へ直接ご郵送ください。

記

必要書類の
ダウンロードは
こちらをクリック

1 住宅災害状況報告書

被災箇所について状況を詳しく記入してください。被災から 30 日以内に提出いただく書類です。他の書類がそろわないときは先にご提出ください（FAX 可 03-3580-2885）。

原本は、余白に「〇月〇日 FAX 済み」と記入し、他の書類と一緒にご提出ください。

2 罹災証明書のコピー

関係官署発行（風水害の場合、自治体で発行）の証明が必要です。罹災証明書の発行 については、各自治体へお問い合わせください。

万が一、自治体で取得できない場合は、「第三者による罹災現認書」をご使用ください。その際には、必ず自治体でとれなかった理由を第三者による罹災現認書に記載してください。

※工事担当者やご家族は第三者にあたりませんので、ご注意ください。

3 セット・火災共済 給付請求書

太枠部分に記入・押印してください。

4 被災状況のわかる写真

床上浸水の被害があった場合に、浸水した床面積と高さによって給付基準を決定します。

床面積については、浸水部分が「全床面積の 50%を超える場合」と「全床面積の 50%を超えない場合」で給付基準が変わってきますので、部屋ごとの床の浸水状況が確認できる写真を用意してください。2階建て以上の建物の場合は、2階以上の床面積も含めて計算します。

高さについては、床から壁の浸水痕までの高さを実際に定規やメジャーをあてて、高さが確認できる写真を用意してください。部屋によって浸水した高さが違う場合には、それぞれの部屋の写真を用意してください。

写真には番号を振って、間取図に同じ番号を記入してください。

5 浸水部分を明記した間取図（床面積や各部屋の大きさがわかるもの）

マーカー等で浸水した部分がわかるようにしてください。2階建て以上の建物の場合には、2階以上の間取図も必要となります。

※ 床下浸水による被害は給付の対象外です。

※ 倉庫、物置、塀等の付属建物は床上浸水の対象外です。ただし、付属建物だけに風水害による損害があったときには、通常の風水害の基準で審査します。

※ 書類審査の途中、必要に応じて上記以外の書類の提出等を依頼することがあります。

※ 床上浸水とともに建物各所に被害がある場合でも、基本的には床上浸水での給付となりますが、「屋根全体が流されてしまった」「流木や土砂によって家が傾いている」など建物に大きな被害があり、国公共済会で建物の被害を「全壊・流出」「半壊」と認定した場合には、床上浸水ではなく「全壊・

流出」「半壊」で給付します。

ただし、自治体発行の罹災証明書の損害区分と国公共済会の火災共済の損害区分は基準が異なる（※2～3ページの表を参照）ので注意が必要です。国公共済会では、建物に70%以上の損害がある場合に「全壊・流出」、20%以上の損害がある場合に「半壊」と認定しています。よって、自治体発行の罹災証明書の損害区分が「全壊」「大規模半壊」「半壊」の場合でも、国公共済会の給付は「床上浸水」となる場合が多くなります。また、建物が「半壊」でも床上浸水が「全床面50%以上の浸水で150cm以上」の場合は、給付金額が同じなので、提出書類が簡単な床上浸水で請求してください。建物の被害が国公共済会の基準に照らして「全壊・流出」「半壊」の可能性がある場合には、国公共済会に事前に連絡をしてください。前述の1から5の書類に加えて、見積書などの別途追加書類が必要となります。被害の状況によっては査定員を派遣し現地査定をすることもあります。

●国公共済会の火災共済（風水害等）の損害区分

| 給付区分 | 建物の損害割合 | | 1口あたりの共済金 | 最高限度額 |
|-------|------------------|-------------|-----------|--------------|
| 全壊・流出 | 建物再調達価額の70%以上 | | 30,000円 | 300万円(150万円) |
| 半壊 | 建物再調達価額の20%以上 | | 15,000円 | 150万円(75万円) |
| 一部壊 | 損害額100万円以上 | | 4,000円 | 40万円(20万円) |
| | 損害額50万円～100万円未満 | | 2,000円 | 20万円(10万円) |
| | 損害額20万円～50万円未満 | | 1,000円 | 10万円(5万円) |
| | 損害額10万円～20万円未満 | | 500円 | 5万円(2.5万円) |
| 床上浸水 | 全床面の 50%以上の浸水 | 床面150cm以上 | 15,000円 | 150万円(75万円) |
| | | 100～150cm未満 | 10,000円 | 100万円(50万円) |
| | | 70～100cm未満 | 7,000円 | 70万円(35万円) |
| | | 40～70cm未満 | 5,000円 | 50万円(25万円) |
| | | 40cm未満 | 3,000円 | 30万円(15万円) |
| | 全床面の 50%未満の浸水 | 100cm以上 | 3,000円 | 30万円(15万円) |
| | | 100cm未満 | 1,000円 | 10万円(5万円) |

※自治体発行の罹災証明書の損害区分と風水害等共済金の給付区分は異なります。

※一部壊とは、建物の損害割合が建物再調達価額の20%に満たない10万円をこえる損害をいいます。

※給付区分を決定する建物の損害割合は、再調達価額（建物の居住面積から計算した加入限度額）に対する損害割合（査定金額）で求めます。

※床下浸水のみ場合は給付対象外です。

※建物の損害に応じて給付します。家財の損害は計算されません。

※家財だけに加入している場合は、家財を収納している建物の損害に応じて給付します。

※給付の最高限度は100口分です。100口以上の契約も100口として計算します。建物または家財だけ加入の場合は50口として計算します。借家で建物契約があっても家財のみ加入として扱います。最高限度額の（ ）内の金額は建物または家財のみの加入の場合です。

※共済金のほかに臨時費用（共済金の15%）を給付します。

※5万円以上10万円未満の建物の損害は風水害見舞金（損害に応じて定額で1万円から1千円を給付）の給付対象となります。

| 建物の損害額 | 見舞金額 | 建物の損害額 | 見舞金額 |
|-------------|---------|------------|--------|
| 5万円以上10万円未満 | 10,000円 | 2万円以上3万円未満 | 3,000円 |
| 4万円以上5万円未満 | 5,000円 | 1万円以上2万円未満 | 2,000円 |
| 3万円以上4万円未満 | 4,000円 | 5千円以上1万円未満 | 1,000円 |

●自治体発行の罹災証明書の損害区分（水害）

| 判定項目 | 損害区分 | 判定基準 |
|-----------|----------|--|
| ①外観による判定 | 全壊 | 一見して住家全部が倒壊している場合または住家の一部の階が全部倒壊している場合 |
| ②傾斜による判定 | 全壊 | (木造・プレハブ)傾斜が1/20以上の場合 |
| | | (非木造)傾斜が1/30以上の場合 |
| ③浸水深による判定 | 全壊 | (木造・プレハブ)一番浅い部分が1階天井まで達したもの |
| | 大規模半壊 | (木造・プレハブ)床上1mまで達したもの |
| | 半壊 | 床上まで達したもの |
| | 半壊にいたらない | 床上まで達していないもの |
| ④部位による判定 | 全壊 | 住家の損害割合が50%以上の場合 |
| | 大規模半壊 | 住家の損害割合が40%以上50%未満の場合 |
| | 半壊 | 住家の損害割合が20%以上40%未満の場合 |
| | 半壊にいたらない | 住家の損害割合が20%未満の場合 |

※内閣府ホームページより抜粋。詳細は内閣府ホームページをご覧ください。

風水害の給付基準について

国公共済会の火災共済の「風水害等」に対する給付基準については、2ページ上の表のとおりとなります。「火災等」とは異なり、損害額全額が給付金額にはならないので、ご注意ください。

【給付の考え方の実例】建物200口、家財100口に加入

台風によって堤防が決壊し、母屋に床上浸水の被害があった。床面積50%以上の浸水で、浸水の高さは100cmだった。

この場合の給付額はつぎのとおりとなります。

10,000円×100口=1,000,000円（給付額）…①

1,000,000円×15%=150,000円（臨時費用）…②

① + ② =1,150,000円（実際の給付額）

以上